

子ども・子育て支援新制度における御殿場市の利用者負担について

1 御殿場市の現状

	幼稚園 (H26.5.1)		保育園 (H26.4.1)	
	市立	私立	市立	私立
園 数	8 園	2 園	9 園	9 園
児童数	1,002 人	383 人	884 人	1,026 人
授業料 保育料	月額 7,000 円	各園独自に料金 設定 (就園奨励 費補助金あり)	<ul style="list-style-type: none"> ・応能負担 ・公私立とも同一 ・国基準から約 28%軽減 	

2 国が示す新制度の利用者負担と御殿場市の利用者負担の考え方 (案)

項目	国基準 (案)	市の考え方 (案)
利用者負担 の設定 (徴収額基 準表)	<ul style="list-style-type: none"> ・認定区分ごとに保護者の所得状況に応じた応能負担となり、国が定める基準を限度に実施主体である市町村が定める。 ・国が示す利用者負担のイメージは、認定区分ごと施設・事業を問わず同一水準。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国が定める基準の範囲内で、認定区分ごとの保護者の所得状況に応じた応能負担とする。 ・施設・事業を問わず認定区分ごとの同一の徴収基準額表を適用する。 ・印野こども園短時間保育児は、生活時間・給食・長期休み等の違いがあるので、現行どおり徴収基準額表で算定根拠を市民税課税額に変更する。
所得階層 区分の算 定根拠	市民税所得割額	国基準のとおり (現行の保育料は、所得税額で算定しているが、国のとおり変更する)
区分(保育標 準時間・保育 短時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の就労時間により、保育標準時間または保育短時間に区分した利用者負担とする。 ・保育短時間の利用者負担は、保育標準時間の利用者負担から 1.7%減額。 	国基準のとおり
経過措置	—	定額から応能負担に移行する幼稚園授業料については経過措置を設ける。

3 子ども・子育て支援新制度 御殿場市の具体的な利用者負担体系

(1) 1号認定（幼稚園・認定こども園）

国基準 1号認定上限額イメージ

階層区分	推定年収	保育料 上限額
①生活保護世帯	—	0円
②市民税非課税世帯	～270万円	9,100円
③市民税所得割課税額 77,100円以下	～360万円	16,100円
④市民税所得割課税額 211,200円以下	～680万円	20,500円
⑤市民税所得割課税額 211,201円以上	680万円～	25,700円

御殿場市の1号認定利用者負担（案）

階層区分		保育料
①	生活保護世帯	0円
②	市民税非課税世帯	2,000円
③	市民税均等割のみ世帯	4,000円
④	市民税所得割課税額	48,600円未満
⑤		62,000円以下
⑥		77,100円以下
⑦		97,000円以下
⑧		128,000円以下
⑨		169,000円以下
⑩		199,000円以下
⑪		211,201円以下
⑫		211,201円以上

○1号認定利用者負担設定のポイント

①利用者負担の設定の基本的な考え方

税投入の公平性の観点から、公立か私立か、保育所か幼稚園か、で負担率に差をつけるべきではないと考え、金額の設定については、階層ごとに国基準額として示されている保育所及び幼稚園の国基準上限額との比較で、対国基準比により、同じ所得であれば同程度の利用者負担割合となるように設定した（案）とした。

②階層区分の設定

国基準額に対してより階層を細分化して、世帯ごとの所得状況がより反映されるように配慮した。

④上限額

現行の市内私立幼稚園の授業料17,000円を上限に設定した。

⑤経過措置

平成27年4月入所の児童については、利用者負担変更の周知が間に合わないため、経過措置を設ける。

御殿場市立幼稚園の経過措置（案）

平成28年度から全児童が新制度料金に移行する。

	H26	H27	H28	H29	H30	H31
H26 在園児	7,000 円	7,000 円 (周知期間)	新制度 料金	卒園	—	—
H27.4 入園児童	—	7,000 円 (周知期間)	新制度 料金	新制度 料金	卒園	—
H28.4 入園児童	—	周知期間	新制度 料金	新制度 料金	新制度 料金	卒園

(2) 2号・3号認定（保育所・認定こども園・地域型保育事業）

- ①算定根拠が「所得税課税額」から「市町村民税課税額」に変更になっても、現行制度とほぼ同じ水準になるように設定する。
- ②保育標準時間と保育短時間の利用者負担の差額は、国基準のとおり▲1.7%とする。
- ③印野こども園の短時間保育児利用者負担については、幼稚園と同じ1号認定となるが、生活時間が違うこと、給食がある、夏休みなどの長期休みがないなど、幼稚園とは提供する保育の内容が違うので、現行どおり徴収基準額表で算定根拠を市民税所得割に変更する。
- ④保育料については、同水準で移行するため、大きな変動がない見込みなので、経過措置は設けず、新基準額表は、平成27年4月から施行とする。

現行 国徴収金基準額表

階層区分	保育料上限	
	3歳以上	3歳未満
①生活保護世帯	0円	0円
②市民税非課税世帯	6,000円	9,000円
③市民税課税世帯	16,500円	19,500円
④所得税課税額 40,000円未満	27,000円	30,000円
⑤所得税課税額 103,000円未満	41,500円	44,500円
⑥所得税課税額 413,000円未満	58,000円	61,000円
⑦所得税課税額 734,000円未満	77,000円	80,000円
⑧所得税課税額 734,000円以上	101,000円	104,000円

新制度 国徴収金基準額表

階層区分	保育料上限			
	3歳以上		3歳未満	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②市民税非課税世帯	6,000円	6,000円	9,000円	9,000円
③市民税所得割 48,600円未満	16,500円	16,300円	19,500円	19,300円
④市民税所得割 97,000円未満	27,000円	26,600円	30,000円	29,600円
⑤市民税所得割 169,000円未満	41,500円	40,900円	44,500円	43,900円
⑥市民税所得割 301,000円未満	58,000円	57,100円	61,000円	60,100円
⑦市民税所得割 397,000円未満	77,000円	75,800円	80,000円	78,800円
⑧市民税所得割 397,000円以上	101,000円	99,400円	104,000円	102,400円

現行 御殿場市保育料徴収基準額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額)			
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
A	生活保護世帯	0	0	0	
B	市町村民税非課税世帯	4,000	3,000	3,000	
C	1 市民税均等割課税の世帯	10,000	7,500	7,500	
	2 市民税所得割の額がある世帯	13,000	10,500	10,500	
D	前年分の所得税課税額	1 11,000円未満	17,000	14,500	14,500
		2 40,000円未満	20,500	17,500	17,500
		3 66,000円未満	27,000	24,000	23,000
		4 103,000円未満	34,000	28,000	25,000
		5 153,000円未満	39,000	29,000	26,000
		6 278,000円未満	43,000	30,000	26,500
		7 413,000円未満	46,000	31,000	27,000
		8 541,000円未満	50,000	31,500	27,500
		9 734,000円未満	54,000	32,500	28,500
		10 734,000円以上	57,000	33,500	29,500



新制度 御殿場市保育料徴収基準額表 (案)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額)			
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
A	生活保護世帯	0	0	0	
B	市町村民税非課税世帯	4,000	3,000	3,000	
C	市民税均等割のみ世帯	10,000	7,500	7,500	
	48,600円未満	13,000	10,500	10,500	
D	市民税所得割額	1 62,000円未満	17,000	14,500	14,500
		2 97,000円未満	20,500	17,500	17,500
		3 128,000円未満	27,000	24,000	23,000
		4 169,000円未満	34,000	28,000	25,000
		5 199,000円未満	39,000	29,000	26,000
		6 261,000円未満	43,000	30,000	26,500
		7 301,000円未満	46,000	31,000	27,000
		8 339,000円未満	50,000	31,500	27,500
		9 397,000円未満	54,000	32,500	28,500
		10 397,000円以上	57,000	33,500	29,500

